

## 指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人周陽福祉会が設置経営する岸津苑デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う通所介護事業及び、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(以下「総合事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護職員・介護職員及び機能訓練指導員(以下「通所介護従事者」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護及び総合事業を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。

2 日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所介護事業及び総合事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨・内容及び市町村の指導内容等に沿って次のとおりとする。

- 一 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画及び総合事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 二 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 自らその提供する通所介護及び総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 五 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：岸津苑デイサービスセンター
- 二 所在地：防府市岸津二丁目24番20号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (事務長兼務)  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業者に対し指揮命令を行うものとする。
- 二 生活相談員 2名 (介護職員兼務1名、機能訓練指導員兼務1名)  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。また、他の従業者と協力して通所介護計画及び総合事業計画を作成する。

- 三 看護職員 3名 (機能訓練指導員兼務2名)  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四 介護職員 7名 (うち1名は生活相談員兼務)  
介護職員は、通所介護及び介護予防通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 五 機能訓練指導員 3名 (生活相談員(准看護師)1名、看護職員兼務2名)  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 六 運転手 (兼務・2名は専従)  
運転手は、障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者に対して専用車輛により送迎を行う。
- 七 事務員 (兼務)  
事務員は、必要な事務に当たるものとする。
- 八 管理栄養士 1名(併設他施設兼務)  
管理栄養士は、献立作成、栄養量計算、及び食事記録、調理員の指導等の食事全般ならびに利用者の栄養指導に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から土曜日までとする ただし1月1日、2日、3日を除く。
- 二 営業時間 : 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 : 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- 四 延長サービス時間 : 午後4時30分から午後7時00分までとする。
- 五 生活維持型 : 午前9時00分から午後4時30分までとする。(月、金曜日に限る。)
- 六 生活維持・短時間型 : 午前9時00分から午後4時30分までとする。(月、金曜日に限る。)
- 七 通所介護・予防給付型 : 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(通所介護及び総合事業の利用定員)

第7条 当該事業所における利用者定員は次のとおりとする。

- 火,水,木,土曜日 : 介護給付サービス及び予防給付型サービスの利用者定員は25名とする。
- 月,金曜日 : 介護給付サービス及び予防給付型サービスの利用者定員は29名とする。
- 月,金曜日 : 生活維持型・生活維持短時間型サービスの利用者定員は1名とする。

(通所介護及び総合事業の内容説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要を記した文章を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(通所介護及び予防給付型サービスの内容)

第9条 通所介護及び総合事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 日常生活上の援助  
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
  - ア. 排泄の介助
  - イ. 移動の介助
  - ウ. 通院の介助等その他必要な身体の介護

- エ. 養護(休養)
- 二 機能訓練
 

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

  - ア. 日常生活動作に関する訓練
  - イ. レクリエーション(アクティビティ・サービス)
  - ウ. グループワーク
  - エ. 行事的活動
  - オ. 体操
  - カ. 趣味活動
- 三 健康状態の確認
- 四 送迎サービス
 

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- 五 入浴サービス
 

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

  - ・入浴形態
    - ア. 一般浴槽による入浴
  - ・介助の種類(必要に応じて行う)
    - ア. 衣類着脱
    - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
    - ウ. その他必要な介助
- 六 食事サービス
  - ア. 準備、後始末の介助
  - イ. 食事の摂取の介助
  - ウ. その他必要な食事の介助
  - エ. 調理
- 七 相談、助言等に関すること
 

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

  - ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
  - イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
  - ウ. 住宅改修に関する情報提供
  - エ. 家族介護者教室の開催
  - オ. その他必要な相談、助言

(利用料及びその他の費用の額)

- 第10条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、また総合事業を提供した場合の額は、防府市が定める基準によるものとする。当該通所介護、総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。
- その他、次の各号に掲げる費用については、利用者から受けることができるものとする。
- 一 食材料費 650円(おやつ代を含む)
  - 二 おむつ代(事業所の所有するおむつを提供した場合に係るおむつの実費)
  - 三 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 

送迎距離片道25km未満	無料
送迎距離片道25km以上1回につき	500円
  - 四 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額(時間延長サービス)
 

延長1時間未満	50単位
---------	------

- 五 前各号一、二、三、四、のサービスの他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(通常の実業の実施地域)

第11条 通常の実業の実施地域は、防府市の区域とする。但し、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が通所介護及び総合事業の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうように説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 一 被保険者証の提示
- 二 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- 三 利用料その他の費用の支払い
- 四 欠席する場合の連絡
- 五 その他 所持品に対する注意事項

(緊急時等における対処方法)

第13条 通所介護事業者は、現に通所介護及び総合事業の提供を行っているとき、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医或いは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 通所介護及び総合事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執る。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に(年2回以上)行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第15条 通所介護及び総合事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護及び総合事業について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定に書面に記載し、その完結の日から二年間保存するものとする。

(秘密保持)

第16条 従事者及び従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情処理)

第17条 提供した通所介護及び総合事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対する通所介護及び総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水についても、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従事者等は、感染症等に関する知識習得を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - (2) 階層別研修 随時
- 二 従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。
- 三 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 四 利用定員を超えて通所介護及び総合事業の提供を行ってはならないものとする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人周陽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、次の各号に抱える措置を講じるものとする。

- 一
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員への周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。
- 二 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月22日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年1月6日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。